

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十四第

行發日一月四年一十和昭

## 論叢

ナイトの利子理論……………文學博士 高田保馬

學校と課税……………法學博士 神戸正雄

貿易構成の變化……………經濟學博士 谷口吉彦

## 時論

税制改革の具體案……………經濟學博士 沙見三郎

我が國特有の社會問題とし融和問題……………法學博士 山本美越乃

## 研究

フランスに於ける通貨構成變動の意義……………經濟學士 松岡孝兒

價格構成に於ける商業の作用……………經濟學士 堀新一

クニースの價值論……………經濟學士 出口勇藏

## 說苑

再保險の損害率について……………經濟學士 佐波宣平

賣上税の一側面……………經濟學士 柏井象雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 學校と課税

神戸 正雄

## 緒言

今日は非常時である。日本の今日が非常時であるばかりでなく、今日は世界全體に取りても非常時である。思想的に洵に混沌として居るが、物質的經濟的にも失業や貧窮が襲ひ來つて居る。英米にては近頃段々と經濟上の窮迫が緩和したといふが、それでも活況を呈するとまでには至らず、却つてまだ日本の方が割合に活氣を示して居り、生産指數も貿易指數も、増進率からいふと好勢であり、そして海軍會議に出て往つては、前の華府會議の時とは異り、忌憚なく英米への對等勢力を主張し通ほしたほどの自信さへ出來て來た。斯くの如くに日本の鼻息は荒いものだが、さて其好況に果して永續性ありや、此が進展の一方にありやといへば、其は保し難い。世界一を誇らんとして居る其纖維工業、絹絲、人絹、紡績等にも實は最早行詰りとなりつつあり、まして全き國民所得、國富、貿易額、金保有高の數字などに至りては、英米と比して尙ほ桁違であり、國民の努力の將來に待つものは頗る大い。まだ日本が現状にて安堵し退嬰し保守するには早過ぎる。それで今後の奮勵努力に待たなければならぬ。而かも國民が之に刺戟せられて今後向上する

については、先輩國の壓迫は益々強烈となるであらう。彼等の妨害は手を換へ品を變へて行はれるであらう。其等の故障に打克つて新しき時勢を作り、新しき國運を開くものは果して何か。今の處、我國の頼みとするは、唯一つ、武力、之に附け加へては延び往く經濟力であらうが、此等のみにて能く之を達し得るか疑はしとする。結局は、此等のものの根底となり、且つ凡べての國民的活動の土臺となる所の、人の質の向上、つまり教育の力に待たなければならぬ。教育こそは國運を展ばす爲の至上の力を有つたものである。國家は此最大事な教育をば如何に遇せんとするか、少くとも課税上には如何に之を見るのであるか。之につきては果して如何なる改善策を立つべきか。是れ私が自分の専門の立場から一の重要問題として取扱はんとする所のものである。

## 第一段 課税の原因としての學校

學校と課税との關係は二となる。一は學校が課税への影響であり、他は課税が學校への影響である。前者にては、學校が課税を引起す原因となるのであり、後者にては學校が課税上に於ける一の對象となる。前者は、財政上、學校が國及地方の經費の重大なる項目となりて、結局、國及地方をして大に租税收入に依らざるを得ざらしむるの關係であり、後者にては租税制度を設くるにつき、隨つて之を施行するについて學校をば免税とするか、課税するか、之につき如何なる度にて斟酌するかを決しなければならなくなる。先づ前者より述べる。

(一) 現狀

(A) 國税の原因としての學校——學校は國及地方財政にとり、更には國民にとりて直接及間接にも出費の原因となる。随ふては此が公然たる及隱然たる税を生ずる原因となるのである。今我國費の原因としての學校を昭和十年年度の豫算について見るのに、之につき特別會計豫算及追加豫算を別とし總豫算のみからいふと。

文部省經常部

一二九、五八七、九七五

臨時部

一八、六三〇、九〇八

計

一四八、二一八、八八三

即ち約一億五千萬圓のものが、國家が廣義の學校費として支出しつつあるものである。其は勿論、十億圓を超ゆる軍事費には遙かに劣るとしても、相當大なる費額ではあり、そして丁度、十年度に於ける地租、營業收益税、資本利子税、相續税の四重要直接税收入(一五二、三〇九、九四三)が殆んど全部之に充てらるると齊しきものである。而して又、此巨額の教育費中にも、實は國庫より地方へ小學校又は普通教育の爲めに交付するものが其の一大部、即ち三分二ほどを占め、即ち

普通教育費

九〇、四九七、〇四七

普通教育臨時施設費

九、八三七、六九三

市町村立小學校災害建築費借入金元利補給

一二三、六六七

計

一〇〇、四五八、四〇七

であり、恰かも其は地租と營業收益税との合計（一〇八、四二二、三八六）に略ぼ匹敵するのである。

(B) 地方税の原因としての學校——地方費に於ける學校の地位は、國費中の學校の地位よりも一層重大である。昭和九年度豫算によると、（單位、千圓）

道府縣		市		町村		計	
歲出總額	四九二、三七七	八四〇、一一四	四六〇、一三九	一、七九二、六三二			
教育費	一〇八、七六九	一一三、八五五	二〇五、四五七	四二八、〇八二			
公債費	五七、〇五三	三二〇、八〇一	三五、一六一	四一三、〇一六			
土木費	一一二、四七一	九九、二六七	三三、一六二	二四四、九〇〇			
歲入總額	四九二、三七八	八四〇、三七一	四六〇、三七六	一、七九三、一二六			
內、稅收	二二八、七七六	一四四、五一二	二〇九、一六九	五八二、四五七			

だから總地方費中、全き地方を通じたものと、町村費とでは、教育費が一番大いのである。特に町村にては此が總費中の四割五分ほどにも當るのであり、唯だ、道府縣にては土木費が之よりも稍大であり、市にては公債費の方が遙かに大いのだが、其は何れも特殊の事情によるのであつて、結局、通計にて教育費が地方費中最大である處に、教育費、特に學校費の地方財政上の重要を窺ふことが出来るのである。かくして學校費は地方税の原因としては最大なるものとなり、特に町

村にては教育費が税収入の殆んど全部(税二〇九、教育費二〇五)を喰ひ、市にても此が税収入の大部分(税一四四、教育費一一三)を喰ふて居るのは注意すべき事項である。

(C) 國及地方税の全體から見たる學校——前記の如く、教育費の合計は

國 費 一四八、二一八

地方 費 四二八、〇八二

計

五七六、三〇〇 (尤も國費の一大部が地方に補給せらるるから、此數字には二重の計算がある。)

であつて、其は十億圓を越ゆる軍事費の大には及ばぬけれども、全體として相當大な負擔として國民の双肩にかかり、租税原因としては可なり大なる重さを有つ。併し見方によりては此大なる教育費も、陸海軍事費をば滿洲事變前の大きさまで引戻すことさへ出来るならば、優に其の凡べてのものを即ち地方教育費の全部までもを國費にて支辨して餘りありといふことが出来る。但し其は今日の時勢としては不可能の事ではある。

## (二) 救濟策 ——

(A) 學校費の重要 —— 以上述べ來りたる現狀に對して何等かの救濟策を講ずるといふについては、先づ以て此學校又は教育費の重要について一應の説明を爲さなければならぬ。學校乃至教育費の重要といへばつまり學校乃至教育其ものの重要に外ならぬ。そして此學校乃至教育は實に國民生生活にとり隨つて國家にとりて最重大事である。だから之を以て最必要なる國家目的とするこ

1) Moll, Lehrbuch s. 39.

とを得べく、最重要なる行政分科<sup>2)</sup>ともいへるのである。國家成員たる人にとりての最高の理想が何であるかといはば、其は彼が徳性を暢達し人格を完成することだとしなければならぬ。此の如きは人が自然の生れ乍らの儘にては出来ない。全く教育の力に待たなければならぬ。文化國と野蠻國との差異は國家の教育への力の入れ方の強弱にありともいふべく、文明國となればなるほど、一層多く教育に力を入れ、以て其成員をして凡べて立派な人格者たらしめるやうに努めなければならぬ。國家は理想としては此に最力を入れて然るべきである。或時の必要からは他の目的に力を入れるの已むを得ぬことがあつても、永遠の長計としては國民の教育、國民の人格完成に主力を用ゐなければならぬ。更らに國家は國民をして衣食を足らしめなければならず、國民經濟の發達をも期しなければならぬが、其も亦た教育の基礎の上に行はれることであり、經濟の眞の隆昌は前者から出發しなければならぬ。之によりて初めて國民の勞働力、勞働心が適當に作興せしめられることになり、<sup>3)</sup>隨ふては教育費が後日、國民の租稅給付能力の増加に役立つことにもなるのである。だから教育費は最良の投資<sup>4)</sup>だともいはることがある程である。それから國防からいふても、之が充實は一には前記、經濟の發達といふ土臺を要し、其上にも、國民の之が擔當に堪ゆる意力、精神力、工夫力、肉體力の旺盛に待つのであるが、此等は凡べて矢張り教育に依らなければならぬ。其他、治安の維持といふても、司法警察制度の完備のみでは甘く往くものでなく、必ずや徹底したる教育の力にも待たなければならぬ。衛生といふても設備其もののみでなく、

2) Bela Földes, Fw. s. 114.

3) Röpke, Fw. S. 52.

4) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 203. Dalton, Public finance. p. 147. 155. 164.

5) Nitti, Principes de science des finances (traduits par Freund) I. p. 228.

衛生思想の普及に、随つて教育の力にも依らなければならぬ。そして此教育は固より學校ばかりでなく、有らゆる社會施設にも之を織込むのが必要であるけれども、學校は其最主要なる施設であり、學校乃至教育が此の如く必要である以上、國家及地方は之には最多くの經費を注いで良いのである。理想としては國家は武装兵備にばかり力を用ゐてはならず、教育乃至學校にもつともつと力を入れなければならぬ。そして其の爲めの負擔は、軍事費などに比較しては實に割合に輕易なるものであり、其經費の效果から見ると全く疑問の少きものとしなければならぬ。だから之にはもつと經費を注ぎ込み、且つ其能率の一層發揮さるるやうに工夫しなければならぬ。

(B) 改良の方法——さて之か改良として考へらるるのは大體左の如きものである。

(い) 經費の方面にて爲すべきもの

(1) 國及地方費の内部に於ける按配によるもの——が其第一である。其は前にも一言した如く、軍事費のやうに巨大なるものを割いて、其れを學校費に向けることにし得るならば、好都合とも考へらるるが、併し今日、又は此處當分は國際情勢が之を許さぬのであつて、随つて實現は六つかしいのである。

(2) 教育費内部の按配によるもの——教育費の全體の大きさは現状と同じとしても、之が按配を改良することによりて、即ち不要のものを省き、有益なものを増費し、以て同一額の經費でも一層大なる能率を發揮せしめることが出来る。併し此もいふべくして、さて實行となると却々容

6) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 98.



易ではあるまいが、それでも後にもいふやうに、學校の民營化の擴充によりて、或度まで經費の能率増進が出来るかも知れない。

(ろ) 歳入にて先づ行ひ次いで歳出に及ぶべきもの

(1) 地方稅收入を増加すること——を計りて、之にて教育費の一層の増加を行ふことも出来るが、地方稅の現状下にては此からしてあまりに多きを期し得ず、地方増稅は大體行ひ難い。勿論其稅收入にて自然増收もあるが、其は遙かに地方學校費の自然増加に及ばぬといふ有様である。

(2) 國稅特に所得稅資本利子稅などに於ける増稅を行ふて得らるる收入の増加によりて國家の教育費を充實するのみならず、地方への交付をも増加すること——そして之と同時に今日市町村にて取りつつある所の戸數割の一億三千萬圓度のものをば國から地方へ交付して、地方をして戸數割を取る必要なからしめたならば、貧弱地方の負擔を一層樂にならしめ且つ負擔をば從來よりも一層公平に合はしめることになるであらう。此方は實行が一層可能であるが、併し國家として一方、軍事費要求の大且つ切なるものがあり、他方、赤字公債を減縮する必要もあるときに、國が此際増稅するとしても其は公債漸減と軍事費増加とに取られて、地方交付へは多く向けられない傾向があるし、更には増稅其ものに對するの反對も強烈であつて、相當に之が實行上の支障は大いものであらう。

## 第二段 課税の對象としての學校

次に學校は課税の對策として何うなつて居るかといふと、

(一) 現狀——

(A) 所得税及其附加税——

(い) 國立の學校——に對しては、國家の之が納税義務者たるべきの規定なく、當然に之を課せられない。

(ろ) 道府縣市町村等の公立學校及公益法人立の私立學校——へも税法第十七條によりて之を課せられない。

(は) 公益法人たらず併し營利法人ともならざる私立學校——にては恐らくは、其學校經營者の個人の所得として第三種所得税を課して然るべきであり、其が有つ所の一定の財産的源泉からの所得には第二種所得税がかかることにもなるのである。

(に) 營利法人たる學校——ありとすれば、此には第一種所得税がかかり、そして其の一定の源泉よりの所得には第二種所得税がかかるのである。

(B) 地租及附加税——

(い) 其課せられざる場合

(1) 國立學校の所有地——此は税法第八十八條により課せられず。

(2) 前記以外の、有料借地たらざる國立學校の使用土地、道府縣市町村立學校の使用土地——は免租。

(3) 私立の幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學、及其他大藏大臣にて指定したる學校の用に供する土地。但し此等は校舎、寄宿舎、圖書館、其他保育、又は教育上必要な附屬建物の敷地及運動場、實習用地、其他、直接に保育又は教育の用に供するものに限る。且つ其の所有地か又は無料借地に限る。其上にも義務者の申請によりて免ずることとなる。

(ろ) 課せらるる場合

(1) 國及公立學校用地にして有料借地たるもの——之に課するのは、此土地が假令公用に供せられても、其所有者私人が料金を取り營利物體とした以上、之を免じてはならぬからである。

(2) 公立學校所有地にして収益用となるもの

(3) 私立學校用地にして有料借地たるもの

(4) 私立學校所有地にして収益用のもの

(5) 無料借地たる私立學校用地にして収益を生ずるものあるときは、大藏大臣は特に之が免租を制限するを得。

(C) 營業收益税及附加税

- (い)原則——として學校は營業收益税を課すべき營業種類の中に入らず、随つて此がかからず。
- (ろ)例外——唯、營利法人たる學校ありとすれば、其營利法人たるが爲めに、此がかかる。
- (D)資本利子税——所得税に準ず。所得税にていふた(い)ろ)にはかからず、(は)に)にはかかる。
- (E)相續税——税法第三條第四項の公共團體又は慈善其他の公益事業に對して爲したる贈與及遺贈は課税價格に算入せずとある公益事業には學校は原則として凡べて入ると解すべきであるけれども、獨り營利法人たる學校ありとすれば、其は之に入り得ないことになるし、公益法人たらず營利法人でもない個人有の學校になると疑問となるが、私見としては此は公益事業に入れない方が脱税を防ぐには有效であると思ふ。

(F)登録税——

- (い)國立學校の爲めにする登記又は登録、地方立學校にて其用に供する不動産に關する登記は無税、

- (ろ)學校經營を目的とする法人(公益法人も營利法人も)の土地建物の權利の取得又は所有權保存の登記は無税

- (は)法人たらざる私學校には右の特典なし。
- (G)印紙税——

- (い)官廳又は公署より發する證書帳簿に免すとあるは、國立及公立の學校にも當り、

(ろ) 慈善又は公共事業の爲めにする寄附に關し官廳又は公署に提出する證書に免すとあるは、其公共事業中に國立公立の學校は勿論、公益法人立のも入る。

(H) 地方税——にては所得稅地租營業收益稅の附加稅は國稅に準ずとして、

(い) 家屋税——

(1) 國立公立及公益法人立の學校——に對しては、府縣制には其百十條に「府縣税を賦課することを得ざるものに關しては、法律勅令を以て別段の規定を設くるものを除く外、市町村税の例に依る。府縣は公益上其他の事由によりて課税を不適當とする場合に於ては、命令の定むる所により府縣税を課せざるを得」とあつて、市制百二十一條には、「國府縣市町村其他、公共團體に於て公用に供する家屋物件及營造物に對しては市税を賦課するを得ず。但し有料にて之を使用せしむる者及使用收益者に對しては此限にあらず。國の事業又は行爲及國有の土地家屋物件に對しては國に市税を賦課するを得ず」。同第百二十一條の二に「市は公益上其他の事由により課税を不適當とする場合に於ては、命令の定むる所により市税を課せざることを得」とあつて、町村制百一條及百一條の二にも類似の規定がある。そして大正十五年、地方税に關する件には、第十一條に、「公益上其他の事由により課税を不適當とする家屋に家屋税を賦課せざることを得」ともある。此等から地方は國立學校有の家屋には凡べて家屋税を課するを得ぬし、當該地方自らの學校のには之を課せぬであらうし、更に他の公立及公益法人立のにも多く免することとならうが、た

と有料使用のもの、他の公立及公益法人有の家屋にして收益用のものには之を課するを得るし、又課することとなるであらうと思ふ。

(2) 營利法人立の學校、個人有の學校——には恐らく此課税を及ぼすこととなるであらう。

(ろ) 車税——についても、前記規定の結果として、國立學校のには當然に課せられず、公立公益法人立の學校のにも大抵免ぜらるることとなるであらう。

(二) 政策

(A) 大綱——

(い) 一般(國家地方を通じて)——元來、學校乃至教育が人類生活にとりても國家生活にとりても重要なものたることは前にいふ如くである。其點から之が國家的重要を認めて、其よりして學校免税を至當とするにもなる。即ち原則としては國家は之が爲めに國費公費を投じて自ら又は地方團體をして學校を經營し又は經營せしむべきであるが、別に私立の學校が出来らば、之に對しては有無形の出来るだけの援助をも與ふべきであり、其支援の一方法として、此私營に對して免税を行ふことともなるべきである。併し學校が重要だからといふて、凡べての學校に國家的重要のあるのではない。國家目的に反するが如き學校は固より禁止するとして、國家の禁止するほどには至らずとも、國家の希望するほどのものでないならば、之に國家的支援を爲し、免税の特典を與ふるには及ばぬ。併し又、國家が又は地方が自らにても行ふべかりしものを、其餘

力足らざるが爲めの故に之を取てし得ず、民營のものが之を補充し、之を代行するといふ意味のあるだけにては、國家は之に積極的にも支援を與へ、又は之が代りとして、免税を行ふて可である。<sup>8)</sup>たゞ此私營中につき何れだけが國家の仕事の代りを爲しつつありとすべきや、將た然らざるものなりやを區別することは六つかしい。從來、之が免税の限界をば大體、公益法人となれるものと然らざるものにて定め來つて居るが、公益法人とならぬやうな個人營の私學校にても、教育上有效であり、且つ國家的意義深きものもあらうし、又、既に公益法人となつて居るものにてはあり、却つて前者を免税して後者を課税したいとも考へらるる。特に營利法人として學校を經營するときに、此は他の營利法人と全く同等に課税しても良いとも見らるるけれども、此にては尙ほ教育といふ高尚なる仕事に當つて居るといふことでもあり、そして、此營利的に經營するときには、經費を節減して費用の能率を發揮するといふ點の利益もあるから、或度まで之を課税上に宥恕することとしても良いとも考へらるる。それから公益法人となるものにてても可なりに隱然たる營利の行はれて、經營者の私腹を肥やすもののあるだけにては、相當之が經濟の上に嚴重なる監督を加へなければならず、或は一定の計算方法によりて餘剰を生じたとし得るだけにては、此に營利法人に準じて所得税などを課するの途をも開く方が、一般營利法人との均衡上、當を得て居り、從來のやうに全然、所得税資本利子税を免ずるといふのは過ぎて居るとも考へらるるが、

8) Moll, a. a. O. S. 353. Lotz, a. a. O. S. 352. Tyszka. Fw. 2 Aufi. S. 120.

兎に角一の問題である。地租や家屋税には或度まで之に課税の及ぶ場合があるが、其れはもつと擴張して少くとも収益用のものに關しては所得税資本利子税をも及ぼして可である。

(ろ)特に地方——にありては、此學校課税の上に多少、國よりも特異の點がある。此にては或特定の學校が其の地方の存立發展の上に重大干係を有つことが少くない。其地方としては、地方費中から可なりの費用を出してまでも此學校を引寄せたといふこともあり得る。かかる場合にはかかる學校に對して地方課税上出来るだけの優遇を爲すこととなるべきであり、國家ならば原則上課税すべしとする場合にも、特に或地方にありては或學校を宥恕するといふことも生じ得る。併し其は一般に學校といふものに對することではなく、唯だ特定の學校に對しての事である。

(B)營利法人としての學校——近頃、宗教をば營利法人として經營するものがあるとの事だが、此は時代相として洵に興味ある事である。同事が學校にも及ぼし得られるのであり、而も營利元素が經營上加へらるることによりて、經費の節約、其經營の合理化を期し得て、能率を發揮し得るといふことがある。學校が元來、公益的のものだから、營利本位になつてはいけぬとも見らるる。隨つて之に對して國家から嚴重なる指導監督を行はなくてはならぬけれども、併し之にて營利事業全く入るべからずとはいへない。公益的のものでも或度まで營利的に經營することも出来るのである。又既に私立學校が認められて居る以上は、此にては多少營利の分子が潜んで居る。表面上は兎に角、實際には多少とも營利といふ考にて行はれて居る。其が全然悪いのではない。其あればこそ、當局者が苦心して能率の發揮に努める。其がやがて全體にも良き影響を齎らすの



である。今日、學校を國立又は公立として居るときには營利を眼中に置かず、公益本位にて行ふては居る。其も全體の爲めに良いものであるのを失はぬ。けれども、其の反面、官公吏としての當局者の通弊として、經濟に不注意となり、冗費が多い。其が私立學校であつたならば使はない經費を無頓着に使つて居る。だから其を匡正するだけにては營利を旨としたる學校の方が勝つて居る。常に無駄な費用を省くばかりでなく、有能者の拔擢、優遇、切要施設の急増等、思ひ切つた積極的の事も、私營の方にては一層行ひ易いものがある。勿論營利本位でのみやられては、國家全體上不都合であるから、政府の統制には服せしめなければならぬ。特に其への課税については其特別の性質を考慮して、特例を開くも可である。例之一定計算方法により嚴密に計算して其剩餘が投資の四分に達するまでは無税(所得税及營業收益税に當るもの)とし、其以上の剩餘あるときは其半分(其度合は別の定め方としても良い)を政府に納金(隱然たる所得及收益税)せしめる。之によりて政府にも之が配當又は課税に與かる機會が出來、經營者は折角、努力の仕甲斐があることともなる。それから此が私營學校であつても事の性質上、公益的のものだから、國家的必要のあるだけでは、或施設について國家から特に助成をしても良い。教職員の待遇を國立の準せしめ、恩給基金を作らしめて之に國家的助成をするも可である。かくして營利學校も純營利とならずして、相當に能率を發揮して官學の及ばぬ長所を現はしつつ、國家の文運に貢獻することとならう。かくて此種の學校には所得税營業收益税については特別扱を爲し、尙ほ其學校の施設に用ゐるだけにては土地及家屋の收益税を免することとして然るべく、併し其收益用となるだ

けにては一般民間のとの均衡上、又脱税防止の必要上、所得税資本利子税、地租、營業收益税を課することと爲すべきものとする。

(C) 個人學校——學校は上にいふやうな風にして特殊な營利法人として經營するが良いのである、營利法人としても發展し得るものと思ふが、併し私立の學校を凡べて斯の如くにしてしまふといふ事は出来ぬ。特に或個人を中心として出来た私塾の如きものが別に存立して、自ら其が教育上特殊の意義を有つであらう。其の存在するだけにては此には勿論、我現行制下にて營業收益税はかからぬけれども、所得税、地租、家屋税、資本利子税などのかかる可能性はありて、其に特典を與ふるには及ばぬ。

(D) 公益法人たる學校——從來、我國の私立學校には此が多いのであり、随つて其の所得には所得税、營業收益税がかからぬのだけれども、そして其所得が個人に配當されぬ以上は、且つ其目的が公益を計るにある以上は、其も當然だともいへるのである。たゞ併し其が果して眞に個人の利益に役立たぬのか何うか。其剩餘が干係者の過當なる収入とならぬか何うか。其については相當嚴重なる監督がなくてはならぬ。又此への相當なる國家的助成も並行して可なることは營利法人學校についていへると同じである。それから公益法人學校たる限り所得税營業收益税を免ずることが原則上、差支ないとはするが、併し其の有つ收益用の土地家屋資本には所得税も收益税も課せられるやうにすべきものである。

(E) 官公立學校——は可なりに私立學校に委ね得るものであるが、其の存續するだけにては、其

は全く非營利的であり、公益的のものだから、從來の通り所得税及種々の収益税の無税を續行して宜しい。たゞ其財産を其仕事に直接に用ふるのではなくして、収益用に向くだけにては、相當なる収益及所得税を課して然るべきものである。國立學校だからとても之から逃がすべきものではない。

(F) 半官半私學校——學校をば既に營利法人として存せしめる途を開くならば、更に之を半官半私の、形式上は一の營利法人であり實質上には公益法人の性質を加味したるものとするとも出来る。例之、現に國立となつて居る學校をば私立の營利法人の經營に移し、國家も其を評價して之が株主となり、別に資本家の投資をも入れて、其新投資だけは既設のもの改良擴張に向ける。そして民間の持株が配當四分以内のときは政府は無配當とし、民間株の配當にも課税せず、其を超ゆるとき初めて民間と政府と並行して配當する。随つて民間五分配當となれば政府は一分、民間六分配當のときには政府は二分配當とする。それから、政府が今日年々此學校の爲めに補給支出して居るだけは之を今後も年々此學校に交付するとしても良い。さうなれば此學校が今日の都合の施設を續けることも出来、政府としても堪へらるる。そして民間の投資を得ただけにては改良擴張が行はれる。其上にも民間經營者が局に當ることになれば、此れまで多少放漫であつた經濟が一層合理化され一層の能率を發揮することになる。たゞ此民間的な營利的精神が加はるに於て、利益配當の多からんことを旨として、公益上、國策上重要なも多費を要するものを忽にすることになる恐はある。之については國家も一定の指導方針によりて之を施設せしめ、時として

必要なる特別補給をも行ふて維持經營せしめたら良いのである。又經營者も一方、營利をも計るが、事の性質上、他方、自ら學校の信用を高める爲めにも努力し、輿論の批判もあり、國家の指導援助もあつて、不經濟なれども有益重要な施設を相當には爲すであらうと思ふ。そして此の如き學校には所得税營業收益税は前記の國家配當の可能性のみにて代らしめ、其上には之を課せず、たゞ其の有つ收益用の財産に關するだけの負擔を爲すことは前に營利法人學校につきていふと同じである。

## 結 論

以上要之、學校は財政上、一方には國及地方費の重大なる物體であり、隨つて租税收入をも必要たらしめる大原因である。そして將來、文化の重要性の一層擴大するに隨ひては一層にも此が重きを成すこととなり、此が第一位のものともなると推定せられる。但し其の使ひ方はもつと能率の上るやうに工夫し改良しなければならぬ。更らに學校が課税の對象となる點からしては、從來、大體頗る寛大であつたが、其れでは濫用の恐もあるから一層嚴正にし、會計監督を嚴にし、收益用の財産には凡べて課税を及ぼし、學校組織としては在來の國立、公立、公益法人立、等の外に、特殊の保護統制下に立つ營利法人立、又は半官半私的法人立として、公益を尊重しつつ營利を加味して能率の上り得るやうな仕組を工夫して、此迄よりも課税(少くとも隱然たる其)の一層行はれるやうに向けるのが適當ではないかと考へる。